広報しもだ は かいらん7月号 5ページ

平成25年4月から

国民年金に任意加入されている60歳以上65歳未満の方も 国民年金基金に加入できるようになりました



問合せ先 静岡県国民年金基金 ☎054-287-5557

国民年金基金とは

自営業などの方がゆとりある者後を過ごしていただけるように、国民年金に上乗せした年金を お支払する公的な年金制度です

加入できる方

国民年金基金はこれまで国民年金保険料を納めている20歳以上60歳未満方が加入できる制度 でしたが、平成25年4月1日から日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満で国民年金に任意 加入されている方も国民年金基金に加入できるようになりました。

※任意加入とは60歳までに25年の受給資格期間を満たさない場合や、20歳から60歳までの 40年間全てを納付していないため満額を受給できない場合、60歳以降でも国民年金に加入す ることができる制度です。

~国民年金基金のメリット~

終身年金が基本・

65歳から生涯受け取れる終身年金が基本に なりますので、長い老後の生活に備えること ができます。

税制上の優遇

掛け金は全額が社会保険料控除の対象とな りますので、所得税や住民税が軽減されます。 受け取る年金にも控除が適用されます。

60歳以上で退職されている方へ 住所や氏名を変更したときは 手続きをお願いします





問合せ先 三島年金事務所 ☎055-973-1166

年金の支給開始年齢に到達する3か月前に年金請求書をお送りしますので、それまでの間に住 所を変更された場合は、三島年金事務所へ住所変更の手続きをお願いします。

ただし、日本年金機構で住民票コードを把握している方については、平成25年10月から住民 基本台帳ネットワークシステムを通じて自動的に住所変更の情報を取得しますので、住所変更の 手続きは必要ありません。

- ◎平成25年8月以降、年金請求待機者に対し、住民票コードの収録状況(収録の有無)等のお 知らせを送付します。
- ◎住民票コードが収録できた方でも、氏名を変更したときは氏名変更届の提出をお願いします。